

【短期入所療養介護・予防短期入所療養介護サービス費】

サービス費		介護度	1割負担	2割負担	3割負担	算定要件
短期入所療養介護施設（Ⅰ介護）	介護老人保健施設 短期入所療養介護費（ⅱ） 【在宅強化型個室】	要介護1	794/日	1,588/日	2,382/日	・在宅復帰・在宅療養支援等指標※：60以上 ・リハビリテーションマネジメント：要件あり ・退所時指導等：要件あり ・地域貢献活動：要件あり ・充実したリハ：要件あり
		要介護2	867/日	1,734/日	2,601/日	
		要介護3	930/日	1,860/日	2,790/日	
		要介護4	988/日	1,976/日	2,964/日	
		要介護5	1,044/日	2,088/日	3,132/日	
	介護老人保健施設 短期入所療養介護費（ⅳ） 【在宅強化型多床室】	要介護1	875/日	1,750/日	2,625/日	
		要介護2	951/日	1,902/日	2,853/日	
		要介護3	1,014/日	2,028/日	3,042/日	
		要介護4	1,071/日	2,142/日	3,213/日	
		要介護5	1,129/日	2,258/日	3,387/日	
短期入所療養介護施設（Ⅰ介護）	介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費（ⅱ） 【在宅強化型個室】	要支援1	619/日	1,238/日	1,857/日	・在宅復帰・在宅療養支援等指標※：60以上 ・リハビリテーションマネジメント：要件あり ・退所時指導等：要件あり ・地域貢献活動：要件あり・充実したリハ：要件なし
		要支援2	762/日	1,524/日	2,286/日	
	介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費（ⅳ） 【在宅強化型多床室】	要支援1	658/日	1,316/日	1,974/日	
		要支援2	817/日	1,634/日	2,451/日	

【食費・滞在費に置いて国が定める負担限度額段階】

利用者負担額	居住費			食費		備考
	多床室(二人部屋以上)	従来型個室(Ⅰ人部屋)	月額上限額	1日	月額上限額	
第1段階	0円/日	490円/日	15,100円	300円/日	9,300円	
第2段階	370円/日	490円/日	15,100円	390円/日	12,090円	
第3段階	370円/日	1,310円/日	40,610円	650円/日	20,150円	
第4段階	377円/日	1,668円/日	51,708円	1,392円/日	43,152円	

※ 居住費の個室は室料及び光熱水道費相当、多床室は光熱水道費相当の費用を負担して頂きます。

※ 食費は、食材費及び調理に係る費用を負担して頂きます。

※ 施設サービス(短期入所)を利用して利用負担第1段階～第3段階に該当する人は、介護保険負担限度額認定の申請をしてください。

【介護保険制度上のその他の加算等】

サービス費 加算項目	金額	加算要件
夜勤体制加算(★)	24円/日	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、20対1以上でかつ2超(利用者等の数が41以上の場合)
送迎加算(★)	184円/片道	送迎サービス希望の利用者への加算
個別リハビリテーション実施加算	240円/日	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、20分以上の個別リハを行った場合
認知症ケア加算	76円/日	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の入所者に対して、認知症専門棟において認知症に対応した介護保健施設サービスを行った場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(★)	3円/日	日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合 ・入所者総数のうち、対象者の割合が50%以上 ・認知症介護実践リーダー研修修了者を、対象者が20人未満の場合は1人、20人以上の場合は10人ごとに1人以上配置
認知症行動・心理症状緊急対応加算	90円/日	認知症状・心理症状により緊急対応した場合、7日間を上限に加算
緊急短期入所受入対応加算	90円/日	利用者の状態、家族等の事情により居宅の介護支援専門員が緊急利用の必要を認める利用者を受け入れた場合(利用開始から起算して14日間を限度、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定できない)
若年性認知症利用者受入加算(★)	120円/日	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心にサービス提供する場合
総合医学管理加算	275円/日	・治療管理を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所量要介護を起こった場合に7日を限度とする。 ①治療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。 ②診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等を診療録に記載すること。 ③かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて情報の提供を行うこと。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)(★)	46円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標※:70以上であり、リハビリテーションマネジメント:要件あり、退所時指導等:要件あり、地域貢献活動:要件あり、充実したリハ:要件ありをクリアしていく必要がある。
療養食加算(1食)(★)	8円/1食	・疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき療養食を提供した場合 ・食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること ・年齢・心身状況等によって適切な栄養量・内容の食事を提供していること
重度療養管理加算	120円/日	要介護4又は5で、胃瘻等の経腸栄養、褥瘡治療、身障者手帳4級以上に該当し、かつストーマの処置を実施している状態である利用者を受け入れた場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(★)	22円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上。又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上であること。
緊急時施設療養費	緊急時治療管理(★) 特定治療	518円 意識障害やショック等の患者に対し投薬、検査、注射、処置等を行った場合に月1回3日限度で1日500単位を算定可能

※ 上記料金は、1割負担の方の金額となります。

※ ★に関しては介護予防短期入所療養介護も加算をさせていただきます。

【介護職員処遇改善加算】

○ 加算算定対象サービス

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率
	加算 I
・短期入所療養介護	3.90%
・介護予防短期入所療養介護	3.90%

【介護職員等特定処遇改善加算】

○ 加算算定対象サービス

サービス区分	加算 I
・短期入所療養介護	2.10%
・介護予防短期入所療養介護	2.10%

※ なお、算出利用料のうち各利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

【その他の利用料金】

項目	内容	利用料金(日額)	備考
日用品	お茶類、トイレトペーパー、ペーパータオル タオル類、シャンプー、リンス、石鹸(ボディソープ) ハンドソープ、化粧水、洗顔等	150円	※課税対象外
教養娯楽費	新聞、レクリエーションに関する消耗品	50円	※課税対象外
	レクリエーションに伴う個人用作品の材料費	実費	
理美容	洗髪、顔剃り、カット	2,000円	理容師が実施 ※税込価格
食費	利用者が選定する特別な食事の提供	実費	主にイベント(外出)時に発生します。
電気	電気毛布、個人用テレビ、個人用ラジオ、携帯電話、その他個人用の電気機器の使用量	50円	コンセント一つ使用に対しての料金。※課税対象外
健康管理費	インフルエンザや各種予防接種を本人が希望された場合	実費	※課税対象外

※ 本一覧表によるサービスのお申込み内容は原則として要介護認定等の有効期間満了日までとします。

途中、ご変更希望のお客様お申し出頂ければ、その都度ご変更いたします。